

山辺町企業版ふるさと納税実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるとともに、山辺町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として山辺町が地域再生計画で掲げるまち・ひと・しごと創生推進事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、山辺町が内閣総理大臣から認定を受けた地域再生計画に掲げる事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 山辺町の区域内に本社を有しない法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る寄附金を受け入れるものとする。ただし、当該申出をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金の受入れを拒否することができる。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反する事実があるとき。
- (2) 役員等（その役員又はその支店若しくは寄附金を納入する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認

められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(調査)

第4条 町長は、第3条第2項各号の該当の有無を確認するために、寄附の申出を行った法人に対し、役員名簿等の提出を求め調査することができる。

2 前項による書類等の提出を求められた法人は、当該書類等を警察に提供されることについて同意しなければならない。

(寄附の受領証明)

第5条 町長は、寄附対象法人から寄附金を受領したときは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項に規定する当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領証（様式第2号）を交付するものとする。

(寄附金の返還)

第6条 町長は、寄附金の寄附を行った寄附対象法人が第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該寄附金を当該寄附対象法人に返還するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第7条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、山辺町企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第3号）を作成しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月16日から施行する。